

ふくやまワーク・ライフ・バランス EXPO 企画運営業務委託 仕様書

1 業務の目的

本業務は、誰もがいきいきと働ける職場環境の実現を目指して、備後圏域内（以下「圏域内」という。）企業を対象にワーク・ライフ・バランスについて学び、交流、体験してもらうイベントを実施することで、働き方改革に対する理解を深め、実践活動につなげていくきっかけの場を提供し、圏域内企業の働き方改革の促進を図ることを目的とする。

2 履行期間

契約締結の日から2025年（令和7年）12月31日まで

3 履行場所

エフピコアリーナふくやま サブアリーナ
（福山市千代田町一丁目1番2号）

4 事業概要

（1）イベントの実施

福山市こども計画を踏まえ、仕事と子育ての両立支援（共働き・共育て）について、理解と実践を促進するイベントを実施する。

（2）実施日時

2025年（令和7年）11月12日（水）13:00～17:00

（3）集客ターゲット

メインターゲット：圏域内企業の経営者、人事担当者、その他従業員

サブターゲット：共働き・共育て、女性活躍推進に関心のある圏域内住民

（4）来場者数見込み

200人

5 業務委託の内容

（1）イベントの運営

働き方改革の周知、啓発につながるとともに、集客が見込めるコンテンツを考案すること。

ア ステージイベント

- ・働き方改革に関するミニセミナーを開催（当日実施するメインイベント（シンポジウム）の運営は除く。）
- ・ミニセミナーは1時間程度とする。

イ 事例紹介ブース

- ・働き方改革を推進し、先進的な取組をしている圏域内企業の取組内容を紹介すること。
- ・事例紹介を通じて企業同士の交流ができるよう、工夫すること。
- ・事例紹介については3企業以上の取組内容を紹介すること。
- ・事例紹介をする企業・団体はふくやまワーク・ライフ・バランス認定を受けている、もしくはグリーンな企業チャレンジ宣言を行っている企業が望ましい。

ウ 体験ブース

- ・「ワーク・ライフ・バランス」「共働き・共育て」をテーマに、課題解決のためのソリューションを持つ企業を選定し、体験ブースを設置すること。
- (例 ヘルステック、フェムテック等)

(2) 会場設営

ア 会場レイアウトの企画・立案・作成

- ・企画したブース等を効果的に配置した詳細な会場全体のレイアウトを企画・立案し、作成すること。

イ 会場及び備品の手配

- ・会場の手配は発注者が行う。
- ・会場で使用する備品を手配すること。
- ・備品は、会場から借用することも可とする。
- ・備品の使用料は受注者が負担すること。
- ・会場及び備品の使用に当たっては、会場の規定を遵守し、会場の職員の指示に従うこと。

ウ 会場設営及び備品の搬入

- ・備品の搬入及び会場設営を行うこと。
- ・会場設営は、出展者及び来場者の安全が確保されるよう行うこと。
- ・原則出展者の来場時間までに会場設営を完了すること。
- ・備品の搬入及び会場設営に当たっては、会場の規定を遵守し、会場の職員の指示に従うこと。

エ 会場運営

- ・本業務を円滑に進めるため、十分な業務体制を整備するとともに、不測の事態が生じた場合においても本業務を遂行できる業務体制を整備すること。

オ 会場及び備品の撤収

- ・イベント終了後速やかに会場及び備品の撤収を行うこと。
- ・会場及び備品の撤収は、会場の規定を遵守し、会場の職員の指示に従うこと。

(3) その他の業務

ア 出展者及び出演者の調整

イ 運営マニュアルの作成

- ・発注者及び関係者用の運営マニュアルの作成
- ・準備及び本番スケジュールの作成
- ・実施内容に即した会場レイアウト計画の作成

ウ 当日の管理及び運営

- ・イベント会場の総合的な管理運営

エ 告知及び集客のための広報

- ・各種メディア、SNSなどを通じて本イベントを広く告知し、集客に努めること。
- ・ポスター、チラシデザインを作成すること。

オ 来場者アンケートの実施

- ・本イベント参加者に対する事後アンケートを作成し、配付、回収、集計すること。
- ・アンケートの内容については、事前に発注者と協議すること。

カ 損害の賠償

- ・本業務遂行中に、受注者が福山市若しくは第三者に損害を与えた場合又は第三者から損害を受けた場合は、直ちに福山市にその状況及び内容を書面により報告し、すべて受注者の責任において処理解決するものとし、福山市は一切の責任を負わない。
- ・本イベントにおいて人や物に対する損害を与えてしまった場合に備え、保険等に加えること。

キ 実施内容の記録

- ・本イベントの記録用及び広報用の写真を撮影すること。
※広報資料等に掲載することを想定した写真を積極的に撮影すること。
- ・本イベントの来場者数を記録すること。

(4) その他

- ア 受注者は、業務の進捗状況等を定期的に発注者に報告するほか、発注者との打合せを必要に応じ適宜行うこと。
- イ 業務の実施に必要な経費（旅費、資料作成費等を含む）は契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の費用は負担しない。
- ウ 業務の実施に当たり、打ち合わせた結果は記録簿のとりまとめ、速やかに発注者に提出して了解を得ること。また、発注者に本業務に係る協議・検討資料の提出を求められたときは、これに応じること。
- エ 業務の実施に際しては、関係法令を遵守し、業務に必要な関係官庁への申請・届出は受注者が行うこと。
- オ 受注者は、業務と連携して行われる発注者の他の取組に協力すること。

6 成果品

- (1) 本業務の成果品は次のとおりとし、業務期間末日までに納品すること。
 - ア 運営マニュアル
 - イ 会場レイアウト計画
 - ウ ふくやまワーク・ライフ・バランス EXPO 実施内容報告書（A4判）
 - エ 来場者アンケート集計結果
 - オ その他発注者が指示するもの
 - カ 上記ア～オの電子データ
- (2) 成果品の納入先は福山市経済環境局経済部産業振興課とする。
- (3) 成果品の納品日は受注者及び発注者が協議の上決定する。
- (4) 成果品は全て発注者に帰属することとし、受注者は発注者の承認を得ずに使用又は公表しないこと。

7 その他

- (1) 大規模事故や気象警報発生時など、発注者の判断により、イベントの一部または全部を実施しないこともある。その際は、双方協議のうえ支払額を決定するものとする。
- (2) 本業務の履行に当たっては、契約約款及び本仕様書に基づき実施すること。なお、契約約款及び本仕様書に記載されていない事項又は疑義が生じた場合、発注者と受注者で協議し実施すること。
- (3) 従事者の交代時は、業務連絡を綿密にし、業務に支障をきたさないこと。

- (4) 業務委託の実施に当たっては、関連法令を遵守すること。
- (5) 本委託業務により得られる著作物の著作権者人格権について、受注者は将来にわたり行使しないこと。また、受注者は本成果品の制作に関与したものについて著作権を主張せず、著作権者人格権についても行使させないことを約するもの。
- (6) 受注者は、受注者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできないこととする。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務について、本市と協議の上、業務の一部を委託することができるものとする。
- (7) 受注者が業務委託を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）をはじめとする個人情報保護に関する法令等を遵守すること。
- (8) 受注者は、業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできないこととする。また、業務委託終了後も同様とする。
- (9) 発注者は、本業務を実施する上で必要な資料を受注者に貸与するものとし、受注者は責任をもって貸与資料の管理を行うとともに、業務完了後速やかに返却すること。